



年次改善プロジェクト

国際会計基準審議会 (IASB) は、年次改善に関する最初の公開草案を公表しました。この年次改善プロセスは、IFRSs の改訂をタイムリーかつ効率的に行うことを目的としています。この改善プロセスは、基準が不明確なことによる基準間および各分野における不整合に対応しようとするものです。この IASB の改善プロジェクトにプロジェクト・マネージャーとして参加した、PwC グローバル ACS のメンバー Michael Stewart が、主な変更について以下に解説します。

当公開草案における改訂には 41 の論点があり、これらは 25 の基準に影響します (基準に与える影響の程度は論点によって異なります)。IAS 第 39 号には修正案が 5 つありますが、IFRS 第 2 号についてはありません。一部の修正は文言を改善するためのものであり、基準の本質を変更するものではありません。またその他の修正は、基準内容の明確化ではありますが、これにより一部の企業では特定の取引あるいは勘定の処理方法が変更される可能性があります。これらの企業は、この改訂プロジェクトの結果として、おそらく会計方針を変更することになるでしょう。

これらの変更は、全面的あるいは本質的な概念の変更ではありませんが、変更のいくつかは、一部の企業における測定に重要な影響を与える可能性があります。文末のボックスでは、一部の企業における測定に重要な影響を与えると考えられる提案の一覧を示しています。

デリバティブの定義

より重要な提案のひとつとして、デリバティブの定義を変更する提案があります。現在のデリバティブの定義は、基礎となる変数が契約における一方の当事者に固有の非金融変数であるデリバティブを除外しています。その例としては、賃借人が支払う金額が賃借人の純利益と連動しているリース契約があります。このタイプの価格決定方式は、改訂案が適用された場合には、組込デリバティブとして適格となる可能性があります。デリバティブの定義の除外要件を削除する IASB の提案によった場合、これらの項目をデリバティブに分類し、損益を通じて公正価値で計上することが要求されます。

前払広告宣伝費の認識

他の重要な提案としては、前払広告宣伝費に関連する提案があります。この提案によると、企業が広告宣伝用資料を利用できるようになるまでは、前払広告宣伝費として認識することしかできません。ある企業がカタログ 10,000 冊を印刷する場合、これにかかる費用を前払いする可能性があります。通常、多くの企業は、実際にカタログが配布されるまでは、前払金を資産計上するでしょう。この改訂案は、カタログが印刷されて企業がこれを利用できるようになった時点で当該費用が認識されることを明確化しています。

コメント募集期限は、2008 年 1 月 11 日です。改訂後基準は、2008 年 4 月の公表が見込まれており、2009 年以降に開始する事業年度から適用されます。この公開草案は、すべての改訂について遡及適用することを提案しています。一方、既に第二の年次改善プロセスが開始されており、今月のボード・ミーティングにおいて最初の提案が議論される予定です。

主な提案

特定の状況において測定に重要な影響を与える提案

- IAS 39: デリバティブの定義の変更
- IAS 20: 市場金利を下回る政府補助金の金利のインピュテーション
- IAS 17: 土地・建物リースについてのオペレーティング・リースあるいはファイナンス・リースの分類
- IAS 17: オペレーティング・リースにおける変動リース料の認識
- IAS 19: 制度改訂: 制度の縮小および過去勤務費用の認識
- IAS 38: 広告・宣伝活動に関する前払費用の認識
- IAS 39: ローンの前払金に係るペナルティについての関連性の高い組込デリバティブとしての取扱い
- IAS 40: 将来の使用のために建設中あるいは開発中の不動産についての投資不動産としての分類
- IAS 41: 追加的生物学的変換
- IFRS 5: 子会社に対する支配持分を譲渡する計画

測定に重要な影響を与えないと考えられる提案

- IAS 18: 貸付の実施にかかる費用に関する会計処理
- IAS 23: 借入費用の要素
- IAS 28: 関連会社投資の減損
- IAS 38: 生産高比例法による償却
- IAS 39: 金融商品の売買目的への(および売買目的からの)再分類
- IAS 40: リースにより保有する投資不動産
- IAS 39: セグメントレベルでのヘッジの指定
- IAS 39: 公正価値ヘッジ会計の中止において適用する実効利子率
- IAS 41: 公正価値の計算において適用する割引率

お問合せ: あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aaratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.